

太田市景観審議会を書面開催とする要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市景観条例施行規則（平成22年太田市規則第46号。以下「規則」という。）第45条の規定に基づき、太田市景観条例（平成22年太田市条例第23号。以下「条例」という。）第33条第1項の太田市景観審議会（以下「審議会」という。）及び同条第7項の部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の書面開催)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めるときは、規則第39条の規定を次条の規定に読み替えて、会議を開催することができる。

(規則第39条の規定の読替え)

第3条 審議会の会議は、会長が書面をもって開催する旨を決定し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上の参加がなければ、議決することができない。

3 審議会の議事は、会議に参加した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の書面開催)

第4条 第2条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会又は部会を書面で開催する際の事務処理等の必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。